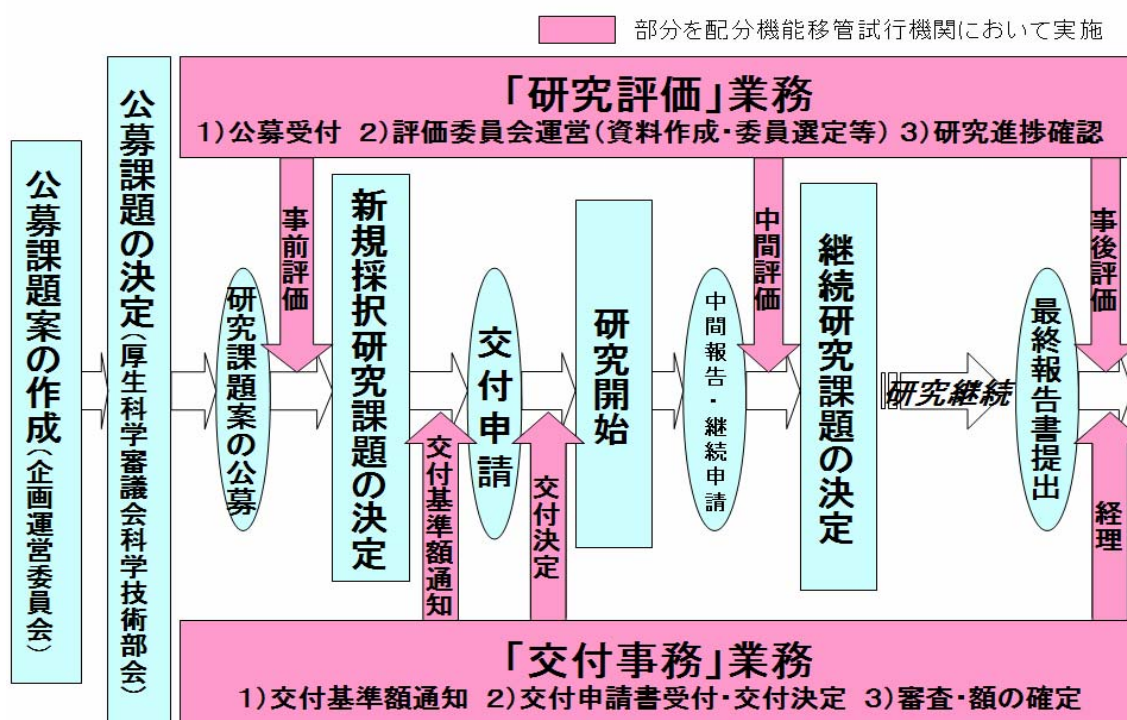


2) 業務の流れ



3) 利益相反への対応

- ・ 評価委員会委員、PD・POは担当する研究事業への応募は不可とした（主任、分担を問わず）。
- ・ 選定基準に基づき、委員会委員を選任した。
- ・ 委員会委員は、評価にあたり、利益相反が存在しないことの証明書を提出することとした。
- ・ 同一研究機関等の研究者から申請された研究課題等、利益相反が存在する研究課題については、委員会委員は評価に参加しないこととした。

4) PD・POの配置（平成19年度）

試行機関名	PD	PO
国立がんセンター	運営局長	がん対策情報センターがん対策企画課長 がん対策情報センターがん対策企画課研究企画室長 研究所がん宿主免疫研究室長
国立精神・神経センター	運営局長	運営局政策医療企画課長
国立保健医療科学院	企画調整主幹	公衆衛生政策部地域保健システム室長 研究企画部国際協力室長
国立医薬品食品衛生研究所	企画調整主幹	生薬部第二室長 医薬安全科学部第一室主任研究官

※PD・POは全て兼務

5) 研究費交付時期の早期化のための取組

- ・ 早期に採択課題を決定するため、評価委員会の開催を可能な限り早めるよう努めた。
- ・ 交付申請前に、主任研究者等に対し細則や様式など特に注意すべき点について記入例を示し、誤記のないよう周知徹底を図った。
- ・ 主任研究者への照会（書類の不備の補正要請等）には、電子メールを活用するとともに、照会への回答期限を設け、回答が遅れた場合には、頻回にわたって督促を行うことにより、交付申請に要する時間の短縮を図った。
- ・ 交付事務繁忙期には、事務担当者が交付事務に専従するよう配慮する、交付事務担当者を増員する等の措置により体制を強化し、会計課においても交付に関連する事務を優先的に処理した。

2. 配分機能の移管試行による改善点

- ・ 研究費交付時期の早期化を達成した（平成19年6月までの配分機能移管試行機関における交付決定率は100%）。
- ・ 配分機能移管試行機関による調整会議の開催や、POによる各研究課題の内容のきめ細かな把握により、研究課題間での重複排除が行われた。
- ・ 研究成果発表会におけるアンケート調査実施や、ホームページで公開される研究報告書の内容確認等をPOが行うことで、研究成果の普及啓発活動がより一層推進された。
- ・ POが関係学会等で研究事業の周知を行うことで、より幅広い研究者からの応募を募ることができた。

3. 配分機能の移管試行における課題

- ・ 専任の人員確保が困難な状況であり、兼務である事務担当者、PD・POの負担が大きい。
- ・ 研究者のキャリアパスとしてPOが浸透しておらず、また、POは担当する研究事業に応募できないという利益相反排除のための規程を遵守する必要があるものの所内研究費の確保がない現状では、機関内でのPOの確保は非常に困難である。
 - ＊利益相反を避けるため、担当研究事業の分野が専門の研究者ではなく、近接分野が専門の研究者をPOとして充てた例があるが、このような対応では、機関の専門性を活かすことができない。
- ・ 研究施設等に対する実地調査、研究分野の動向把握、評価委員会運営、交付業務のための事務補助員雇用、不正経理防止のための体制構築等の配分業務を行うための予算措置が十分ではない。
- ・ 当該研究分野の専門家数が限られている場合、利益相反を排除しての評価委員会委員の選任は困難なことが多い。

競争的資金配分機能の移管のあり方に関して検討すべき事項

検討事項	厚生労働科学研究費補助金における現状	競争的資金配分機能の移管のあり方に関する指摘			備考
		文書名	具体的方策	具体的方策を推進する理由	
配分機能の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・本省 ・試行として 国立高度専門医療センター 国立試験研究機関 	「イノベーション25」	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の配分機能を原則として配分機関である独立行政法人に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の効率化(ひいては資金使用の効率化及び研究成果の拡大にも寄与) ・研究費の複数年契約を拡大する等、年度を越えた使用の円滑化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人医薬基盤研究所において厚生労働省所管の競争的資金「保健医療分野における基盤研究推進事業」の配分を実施
		制度改革の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の評価・配分機能を、本省各課から、各々の制度全体を統括する独立配分機関(原則として独立行政法人)に移行 ・研究機関と配分機関を包含する機関に移管する場合は、利益相反の厳格なマネージメントが不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の複数年契約の拡大に取り組む ・公正・透明で合理的な評価システムの確立と体制強化 	
配分機能の数	<ul style="list-style-type: none"> ・複数:本省及び試行中の2国立高度専門医療センター 2国立試験研究機関 	制度改革の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの制度は一つの配分機関に集約されることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの制度の企画・運営が複数機関にまたがる場合は、制度内の整合の取れた全体設計や改革が円滑に行われにくくなるおそれあり 	

※長期戦略指針「イノベーション25」:平成19年6月1日閣議決定
「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」:平成19年6月14日総合科学技術会議報告書